

諮問庁：北九州市長

諮問日：令和元年 9 月 10 日（諮問第 146 号）

答申日：令和 2 年 7 月 17 日（答申第 146 号）

## 答 申 書

### 第 1 審査会の結論

別表 1 の「文書名」欄に掲げる文書のうち「本件開示請求の対象」欄に「対象」と記載された文書（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、別表 2 の「不開示が妥当な部分」欄に掲げる部分を除き、開示すべきである。

### 第 2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

平成 31 年 2 月 18 日付けで北九州市情報公開条例（平成 13 年北九州市条例第 42 号。以下「条例」という。）第 5 条に規定する開示請求権に基づき行った本件対象文書の開示請求に対して、同年 3 月 26 日付け北九病病経第 183 号により北九州市病院局長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定処分（以下「原処分」という。）は違法又は不当であるため、原処分の取消しを求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書、反論書及び口頭意見陳述で主張している審査請求の主たる理由は、次のように要約される。

- (1) 本件は全てが北九州市立八幡病院（以下「八幡病院」という。）の移転事業から派生した問題であったが、八幡病院移転事業は既に完了している。したがって、不開示の理由とされてきた「意思形成過程情報」は終了しており、不開示理由は存在していない。
- (2) 八幡病院移転先の決定と北九州市立八幡図書館の解体及び北九州市立八幡市民会館の閉鎖決定過程に不合理が存在するとの疑いが、払拭できない。

### 第 3 処分庁の説明の要旨

#### 1 審査請求に至る経緯

審査請求人は、下記のとおり、原処分に係る開示請求（以下「本件開示請求」という。）以前に、平成 27 年 7 月 28 日付けで、条例第 5 条の規定に基づき「平成 24 年 11 月に市立八幡病院の移転先を尾倉小学校跡地と発表するまでの決定に至る経過（検討内容）」を対象とする行政文書の開示請求（以下「前回開示請求」

という。)を行った。それに対し、同年8月11日付け北九病病経第36号により全部不開示決定(以下「前回処分」という。)を行ったところ、これを不服として同年9月9日付けで異議申立てが提起された(以下「前回異議申立て」という。)。この前回異議申立てについて、平成29年2月8日付けの北九州市情報公開審査会答申第135号(以下「前回答申」という。)を踏まえ、審査庁から不開示部分の一部について不開示決定を取り消す旨の決定(以下「前回決定」という。)がなされたため、同年4月14日付けで一部開示決定(以下「前回再処分」という。)を行った。

本件は、平成31年2月18日付けで、審査請求人より条例第5条の規定に基づき本件対象文書の開示請求があり、それに対し、同年3月26日付けで一部開示決定を行ったところ、これを不服として令和元年6月4日付けで本審査請求が提起されたものである。

回	年月日	内 容
1	平成27年7月28日	開示請求【前回開示請求】
	平成27年8月11日	全部不開示決定(北九病病経第36号)【前回処分】
	平成27年9月9日	異議申立て【前回異議申立て】
	平成29年2月8日	当審査会から答申第135号交付【前回答申】
	平成29年4月11日	審査庁から異議申立てに対する決定処分【前回決定】
	平成29年4月14日	一部開示決定(北九病病経第10号)【前回再処分】 (前回答申に沿った上記決定に基づく部分開示)
2	平成31年2月18日	開示請求【本件開示請求】
	平成31年3月26日	一部開示決定(北九病病経第183号)【原処分】
	令和元年6月4日	審査請求【本審査請求】

## 2 原処分の理由

処分庁が弁明書及び意見聴取で主張している原処分の主たる理由は、次のように要約される。

- (1) 本件対象文書は八幡病院の移転先に関する検討資料や会議録などであるが、それらは本市の機関の内部における審議、検討又は協議に関する情報であって、そのうち、「候補地情報」「医師の継続的な確保の方策」「他の総合病院との競合関係」「北九州市政策調整会議の議事概要における出席者の発言要旨」「市議会にて質問があった場合に備える答弁案」「医療関係者の意見」については公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれがあるため、条例第7条第5号に該当する。

- (2) 「候補地情報」について、これを公にすると、候補地が市有地の場合、市が市有地上の公共施設を近い将来廃止するのではないか、土地活用を断念し手放すのではないか、新たな公共施設を設置するのではないかと市民の誤解や憶測を招き、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれがある。

候補地が民有地の場合、所有者は候補地となったことを認識していないにもかかわらず、所有者が当該土地を売却する意向をもっているといった市民の誤解や憶測を招き、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれがある。

また、こうした誤解や憶測から、候補地となった近隣の不動産取引やその価格に何らかの影響を与えるおそれが生じる。

さらに、本市において公共施設マネジメント計画が進められているが、将来予定されている公共施設の建設候補地の審議、検討等に制約が働き、意思形成における率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれが生じる。

- (3) 「医師の継続的な確保の方策」について、これを公にすると、本市が医師の派遣を大学側に要請する場合の基準などが明らかになり、今後の八幡病院の医師の確保に影響がでるおそれがある。

また、医師の確保は病院経営戦略やノウハウに関わるものであり、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。

さらに、今後の同様な会議において、会議資料作成への制約が働き、会議出席者に必要な事項を有効に周知することができないなど、率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある。

- (4) 「他の総合病院との競合関係」について、この記載は、あくまで本市の判断であって、他の総合病院は了知していないため、これが開示されれば、医療分野における他の総合病院との必要な連携に支障が生じ、将来予定されている同様の審議、検討等に係る意思決定に不当な影響を与えるおそれがある。

- (5) 「北九州市政策調整会議の議事概要における出席者の発言要旨」について、この会議は、八幡病院の建替えに関して、様々な視点から出席者間で自由かつ率直な意見交換を行っており、公開することを前提としていない。

この会議における出席者の意見の内容がそのままの形で開示されれば、今後の同種の会議において、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあり、また、市民の間に誤解や憶測を生み、混乱を生じさせるおそれがある。

- (6) 「市議会にて質問があった場合に備える答弁書案」について、検討段階の答弁書案をすべて開示しなければならないとすれば、本市の内部において、開示を前提として答弁書案を作成する必要性が生じるなど、今後の答弁書作成に制約が働き、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれが生じ

る。

- (7) 「医療関係者の意見」について、この意見聴取は、外部への公開を前提としていない。これが開示されると、医療関係者との信頼関係を損ない、今後、関係者からの意見聴取をすることができなくなるなど、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれが生じる。

- 3 よって、原処分は適法かつ正当な処分であり、本審査請求は理由がないから、棄却を求める。

#### 第 4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和元年 9 月 10 日 諮問の受付
- ② 令和元年 10 月 29 日 審議
- ③ 令和元年 12 月 19 日 審査請求人の口頭意見陳述、審議
- ④ 令和 2 年 1 月 28 日 処分庁からの意見聴取、審議
- ⑤ 令和 2 年 2 月 26 日 審議
- ⑥ 令和 2 年 3 月 30 日 審議
- ⑦ 令和 2 年 6 月 1 日 審議
- ⑧ 令和 2 年 7 月 13 日 審議

#### 第 5 審査会の判断の理由

当審査会は、審査請求の対象となった本件対象文書の一部開示決定について、処分庁及び審査請求人の主張を具体的に検討した結果、以下のとおり判断する。

- 1 原処分に係る法令等の定めについて

- (1) 条例第 7 条柱書について

条例第 7 条柱書は、「実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない」と規定し、同条第 1 号ないし第 7 号に列挙する不開示情報を除き、原則、開示すべき旨を定めている。

- (2) 条例第 7 条第 5 号（意思形成過程情報）について

条例第 7 条第 5 号は、「市の機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定のものに不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの」を不開示とすることができることを規定している。

本号は、意思形成の過程の中にある情報が公にされると、外部からの圧力や干渉等により、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が損なわれたり、機関の内部で十分な検討が行われていない段階の情報や確実性も高くない情報が公にされると、市民に無用の誤解を与え、混乱を招いたり、一部の者に不当な利益を与え、市民の間に不公平を生じたりする可能性があるため、このようなおそれがある情報を不開示とすることを定めたものである。

また、意思決定が行われた後であっても、審議、検討等に関する情報が公になることにより、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれがある場合、将来予定されている同種の審議、検討等に係る意思決定に不当な影響を与えるおそれがある場合は、本号に該当する。

## 2 原処分不開示部分の条例第 7 条第 5 号該当性について

### (1) 本件対象文書と不開示部分について

本件開示請求は、「前回開示請求における対象文書のうち、前回再処分において、一部不開示とされた文書及び写しの交付を受けたが現在審査請求人が保有していない文書」の開示を求めたものである（ただし、収支試算情報に係る部分の開示は求めている）。具体的には、別表 1 に掲げる文書全てが前回開示請求の対象文書であり、そのうち、「本件開示請求の対象」欄に「対象」と記載された文書が本件対象文書である。

本件対象文書は北九州市政策調整会議における検討資料及び議事概要並びに三役会議における検討資料であるが、原処分において処分庁が不開示とした部分及びその理由は前回答申において不開示が妥当とした部分及びその理由と同一である。すなわち、処分庁は本件対象文書のうち「候補地情報」「医師の継続的な確保の方策」「他の総合病院との競合関係」「北九州市政策調整会議の議事概要における出席者の発言要旨」「市議会にて質問があった場合に備える答弁案」「医療関係者の意見」について、条例第 7 条第 5 号に該当するとして不開示としている。

しかしながら、平成 30 年 12 月 25 日、八幡病院移転事業が完了し、移転後の八幡病院が診療を開始しているため、本件開示請求の時点において意思形成過程が終了していると認められる。

よって、条例第 7 条第 5 号該当性について、再度、検討する必要がある。

### (2) 条例第 7 条第 5 号該当性について

本件諮問に伴い当審査会において改めて審議したところ、「候補地情報」及び「他の総合病院との競合関係」を除き、前回答申における不開示情報該当性の判断を変更すべき事情の変化が認められず、これと同一の判断に至った。その判断の理由は後記 3 のとおりであり、「候補地情報」及び「他の病院との競合関係」を除き、その内容は前回答申と同旨である。

(3) 「候補地情報」について

処分庁は、「候補地情報」を公にすると、候補地が市有地の場合、「市が市有地上の公共施設を近い将来廃止するのではないか、土地活用を断念し手放すのではないか、新たな公共施設を設置するのではないかとの市民の誤解や憶測を招き、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ」があり、候補地が民有地の場合、「所有者は候補地となったことを認識していないにもかかわらず、所有者が当該土地を売却する意向をもっているといった市民の誤解や憶測を招き、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ」があるなどと主張する。

しかし、市有地については、前回答申においては処分庁が主張するような「おそれ」があると認めたところではあるが、八幡病院移転事業が完了し、移転後の八幡病院が診療を開始した段階にあつては、そのような「おそれ」が生じる蓋然性は極めて低いといわざるを得ない。また、処分庁は、「本市において公共施設マネジメント計画が進められているが、将来予定されている公共施設の建設候補地の審議、検討等に制約が働くなど、意思形成における率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれが生じる」とも主張するが、この点についても同様である。

他方、民有地については、そもそもその所有者等にも候補地であることを明示していなかったものであり、八幡病院移転事業の完了した後においても、処分庁が主張するような「おそれ」があることが認められる。

よって、「候補地情報」のうち、市有地については条例第 7 条第 5 号に該当すると認めることはできないため開示すべきであるが、民有地については条例第 7 条第 5 号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(4) 「他の総合病院との競合関係」について

処分庁は、「他の総合病院との競合関係」について、「この記載は、あくまで本市の判断であつて、他の総合病院は了知していないため、これが開示されれば、医療分野における他の総合病院との必要な連携に支障が生じ、将来予定されている同様の審議、検討等に係る意思決定に不当な影響を与えるおそれがある」と主張する。

しかし、前回答申においては処分庁が主張するような「おそれ」があると認めたところではあるが、八幡病院移転事業が完了し、移転後の八幡病院が診療を開始した段階にあつては、そのような「おそれ」が生じる蓋然性は極めて低いといわざるを得ない。

よって、「他の病院との競合関係」については、条例第 7 条第 5 号に該当すると認めることはできないため、開示すべきである。

3 各文書の不開示情報該当性について

(1) 整理番号 1 から整理番号 29 までについて

整理番号 1 から整理番号 29 までは、平成 24 年 1 月 23 日に開催された北九州市政策調整会議において配付された資料である。

ア 整理番号 1 から整理番号 3 までについて

整理番号 1 から整理番号 3 までは本件開示請求の対象外であるため、理由等の記載は省略する。

イ 整理番号 4 について

整理番号 4 は、「八幡病院の建替えについて (案)」と題する資料である。

この資料には、八幡病院の「医師の継続的な確保」に関する具体的な対応策が記載されている。この対応策が開示されると、北九州市が医師の派遣を大学側に要請する場合の基準などが明らかになり、今後の八幡病院の医師の確保に影響がでることが容易に予想される。また、こうした情報が公開されるとなると、今後の同様な会議において、会議資料作成への制約が働き、会議出席者に必要な事項を有効に周知することができないなど、率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれる「おそれ」が生じることも十分考えられることである。

よって、この資料のうち、「医師の継続的な確保」の方策を記載した部分については、不開示とすることが妥当である。

また、この資料には候補地の一つとされていた地名が記載されているが、この候補地は市有地である。市有地の「候補地情報」については開示すべきであることは、前記 2(3)のとおりである。

ウ 整理番号 5 について

整理番号 5 は本件開示請求の対象外であるため、理由等の記載は省略する。

エ 整理番号 6 について

整理番号 6 は建替場所の論点整理を行うために作成された資料であり、「候補地情報」が含まれている。「候補地情報」のうち、市有地については開示すべきであるが、民有地については不開示が妥当であることは、前記 2(3)のとおりである。

また、「他の総合病院との競合関係」が記載された部分については開示すべきであることは、前記 2(4)のとおりである。

オ 整理番号 7 について

整理番号 7 は建替場所の論点整理を行うために作成された資料であり、「候補地情報」が含まれている。「候補地情報」のうち、市有地については開示すべきであるが、民有地については不開示が妥当であることは、前記 2(3)のとおりである。

具体的には、別表 2 の「不開示が妥当な部分」欄に掲げるものは民有地の候

補地情報に該当すると判断した。

カ 整理番号 8 について

整理番号 8 は地図であり、候補地と主な周辺病院が記載され、「候補地情報」が含まれている。「候補地情報」のうち、市有地については開示すべきであるが、民有地については不開示が妥当であることは、前記 2(3)のとおりである。

なお、この資料の開示に当たっては、民有地の候補地が特定されないような配慮が必要である。

キ 整理番号 9 について

整理番号 9 は候補地の地図であるが、この候補地は市有地である。市有地の「候補地情報」については開示すべきであることは、前記 2(3)のとおりである。

ク 整理番号 10 から整理番号 21 までについて

整理番号 10 から整理番号 21 までは本件開示請求の対象外であるため、理由等の記載は省略する。

ケ 整理番号 22 から整理番号 26 までについて

整理番号 22 から整理番号 26 までは候補地の地図である。「候補地情報」のうち、市有地については開示すべきであるが、民有地については不開示が妥当であることは、前記 2(3)のとおりである。

なお、整理番号 25 及び整理番号 26 には、候補地名が記載された左側に「E」及び「F」の記載並びに「参考資料 3-4」及び「参考資料 3-5」の記載があるが、これらを開示したとしても「有意な情報」が記載されているとはいえないと判断した。

コ 整理番号 27 から整理番号 29 までについて

整理番号 27 から整理番号 29 までは本件開示請求の対象外であるため、理由等の記載は省略する。

サ 整理番号 30 について

整理番号 30 は、平成 24 年 1 月 23 日に開催された北九州市政策調整会議の議事概要である。

この議事概要には、会議開催の日時、場所、出席者、議題及び出席者の発言要旨が記載されている。

この議事概要を見分したところ、この会議においては、八幡病院の建替えに関して、想定される事柄について、様々な視点から出席者間で自由かつ率直な意見交換を行っていることを認めることができる。具体的には、八幡病院を建替えた場合の病院会計の収支見通し、北九州市における救急医療体制のあり方、競合する病院との関係、医師確保の方策、候補地ごとの利点、課題などに関する議論が行われている。その内容も、具体的かつ詳細なもので、一見して、公開することを前提としていないものと認められる。



このような情報の性質、内容等に照らせば、この会議における出席者の意見の内容がそのままの形で公開されれば、今後の同種の会議において、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあり、また、市民の間に誤解や憶測を生み、混乱を生じさせるおそれがあるということが出来る。

よって、この資料のうち「出席者の発言要旨」を記載した部分については、不開示とすることが妥当である。

(2) 整理番号 31 から整理番号 49 までについて

整理番号 31 から整理番号 49 までは、平成 24 年 8 月 20 日に開催された三役会議において配付された資料である。

ア 整理番号 31 から整理番号 41 までについて

整理番号 31 から整理番号 41 までは本件開示請求の対象外であるため、理由等の記載は省略する。

イ 整理番号 42 について

整理番号 42 は、「市立八幡病院移転・建設候補地検討」と題する資料である。

この資料には三箇所の「候補地情報」が記載されているが、候補地は全て市有地である。市有地の「候補地情報」については開示すべきであることは、前記 2(3)のとおりである。

ウ 整理番号 43 について

整理番号 43 は地図であり、候補地と主な周辺病院が記載されているが、候補地は全て市有地である。市有地の「候補地情報」については開示すべきであることは、前記 2(3)のとおりである。

エ 整理番号 44 から整理番号 46 まで

整理番号 44 から整理番号 46 までは候補地の地図であるが、候補地は全て市有地である。市有地の「候補地情報」については開示すべきであることは、前記 2(3)のとおりである。

オ 整理番号 47 について

整理番号 47 は「9 月議会の対応について」と題する資料である。

この資料には、平成 24 年 8 月 29 日の市長定例記者会見の要旨及び同年 6 月北九州市議会本会議における八幡病院建替えに関する議会答弁の要旨が記載されているほか、同年 9 月北九州市議会において、八幡病院建替えに関する市議会議員からの質問があった場合に備える答弁案が記載されている。

処分庁は、市民の代表である北九州市議会への説明（答弁）は、高度な政治的な判断によるものであるため、極めて慎重に決定する必要がある旨主張する。

確かに、執行機関から市民の代表である北九州市議会への説明や意見表明については、その実行、実現などに関して、執行機関側は重い責任を負うことに

なるということが出来る。それゆえ、答弁内容の決定にあたって、市の内部において、慎重な意思決定がなされているであろうことは想像に難くない。

しかし、この資料に記載されている答弁案は、最終的な答弁内容を決定するまでの検討段階のものであることが認められ、こうした検討段階の情報を全て開示しなければならないとすれば、市の内部において、意思形成過程の答弁案であっても公開されることを想定して作成する必要性が生じるなど、今後の答弁書作成に制約が働き、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれる「おそれ」が生じることが十分考えられる。

よって、別表 2 の「不開示が妥当な部分」欄に記載されたものについては、不開示とすることが妥当である。

カ 整理番号 48 及び整理番号 49 について

整理番号 48 及び整理番号 49 は本件開示請求の対象外であるため、理由等の記載は省略する。

(3) 整理番号 50 から整理番号 67 までについて

整理番号 50 から整理番号 67 までは、平成 24 年 10 月 29 日に開催された三役会議において配付された資料である。

ア 整理番号 50 について

整理番号 50 は、三役会議で配付された資料の一覧が記載されたものである。

この資料には候補地の一つとされていた地名が記載されているが、この候補地は市有地である。市有地の「候補地情報」については開示すべきであることは、前記 2(3)のとおりである。

イ 整理番号 51 について

整理番号 51 は、「建設予定地について」と題する資料である。

「1 条件整理」「2 比較検討」「3 建設予定地」という項目があり、「2 比較検討」では、三箇所の候補地について、七つの項目に関する検討内容が記載されている。

この七つの項目のうち、一つは「医療関係者の意見」という項目で、医療関係者の意見が記載されている。処分庁の説明によると、この医療関係者からの意見聴取は、外部に公開を前提としているものではないとのことである。このような意見が公開されるとなると、当該関係者との信頼関係を損ない、今後、関係者からの意見聴取をすることができなくなるなど、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれる「おそれ」が生じることが十分考えられる。

よって、医療関係者の氏名、役職及び意見聴取した内容について不開示とすることが妥当である。

また、その他の項目には、三箇所の「候補地情報」が記載されているが、候補地は全て市有地である。市有地の「候補地情報」については開示すべきであることは、前記 2(3)のとおりである。

ウ 整理番号 5 2 について

整理番号 5 2 は、候補地の比較検討を行った資料である。

この資料には、前記イの七つの項目について、各候補地の評価が「○」「△」「×」で記載されている。

七つの項目のうち、「医療関係者の意見」については不開示が妥当であることは、前記イのとおりである。

また、その他の項目には、三箇所の「候補地情報」が記載されているが、候補地は全て市有地である。市有地の「候補地情報」については開示すべきであることは、前記 2(3)のとおりである。

エ 整理番号 5 3 について

整理番号 5 3 は、候補地の比較検討を行った資料である。

各頁の表の最上段には候補地情報が記載されている。検討項目として前記イの七つの大項目があり、大項目は、さらにいくつかの中項目、小項目に分けられている。項目ごとに「○」「△」「×」「—」で各候補地の評価が記載されている。

大項目のうち、「医療関係者の意見」については不開示が妥当であることは、前記イのとおりである。

また、その他の項目には、三箇所の「候補地情報」が記載されているが、候補地は全て市有地である。市有地の「候補地情報」については開示すべきであることは、前記 2(3)のとおりである。

オ 整理番号 5 4 から整理番号 5 9 までについて

整理番号 5 4 から整理番号 5 9 までは、候補地の地図であるが、候補地は全て市有地である。市有地の「候補地情報」については開示すべきであることは、前記 2(3)のとおりである。

カ 整理番号 6 0 について

整理番号 6 0 は地図であり、移転前の八幡病院と候補地の競合病院（5 km 圏内の主な病院）が記載されているが、候補地は全て市有地である。市有地の「候補地情報」については開示すべきであることは、前記 2(3)のとおりである。

キ 整理番号 6 1 について

整理番号 6 1 は、候補地の一つに新病院を建設した場合の経営改善効果を記載した資料であるが、この候補地は市有地である。市有地の「候補地情報」については開示すべきであることは、前記 2(3)のとおりである。

ク 整理番号 6 2 について

整理番号 6 2 は、整理番号 6 1 を作成する前提となる考え方を記載した資料と判断できる。

この資料には候補地の地名が記載されているが、これらの候補地は全て市有地である。市有地の「候補地情報」については開示すべきであることは、前記 2(3)のとおりである。

ケ 整理番号 6 3 について

整理番号 6 3 は、診療圏別（1～7 km）患者数比較が記載された資料である。

前回答申では、「八幡東区尾倉二丁目」と記載され、距離に応じた患者数及び人口が記載された表の「人口」の欄の記載すべてを「候補地情報」に当たるとして不開示が妥当としたが、これらの候補地は全て市有地である。市有地の「候補地情報」については開示すべきであることは、前記 2(3)のとおりである。

コ 整理番号 6 4 について

整理番号 6 4 は本件開示請求の対象外であるため、理由等の記載は省略する。

サ 整理番号 6 5 について

整理番号 6 5 は、新病院が建設されている八幡東区尾倉二丁目の 2 km 圏内の病院と候補地の一つの 2 km 圏内の病院を記載したものであるが、この候補地は市有地である。市有地の「候補地情報」については開示すべきであることは、前記 2(3)のとおりである。

シ 整理番号 6 6 及び整理番号 6 7 について

整理番号 6 6 及び整理番号 6 7 は本件開示請求の対象外であるため、理由等の記載は省略する。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の前記判断を左右するものではない。

5 まとめ

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を条例第 7 条第 5 号に該当するとして不開示とした原処分については、不開示とされた部分のうち、別表 2 記載の不開示が妥当な部分を除き開示すべきであると判断し、前記第 1 のとおりとした。

6 付帯意見

「北九州市政策調整会議の議事概要における出席者の発言要旨」について、当該議事概要においては出席者の発言内容が逐語的に記載され、明らかに公開を予定していないことが伺われたため、当審査会は、処分庁が主張する「おそれ」があるとして、本件限りにおいてやむを得ず不開示が妥当と判断したところである。また、

処分庁は、三役会議については、そもそも議事録自体を作成していない。

しかし、これらのことは、行政事務の在り方として妥当性を欠くといわざるを得ない。行政事務の執行に当たっては、文書主義の原則から、記録として文書を作成することが、行政の諸活動における正確性の確保、責任の明確化等の観点から重要であり、行政の適正かつ効率的な運営にとって必要である。

北九州市政策調整会議や三役会議のように市民生活に重大な影響を及ぼす政策に係る意思決定が行われるものについては、市民に対する説明責任が全うされるよう、(外部の第三者が入らない)市の機関の内部の会議といえども、少なくとも議事の要旨を公開することを原則とするよう検討されたい。

北九州市情報公開審査会

会長	阿 野 寛 之
委員	神 陽 子
委員	田 村 奈々子
委員	中 谷 淳 子
委員	熊 谷 美佐子